第九十七条第二項各号列記以外の部分	ならない	ならない。ただし、存続組合が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるときは、この限りでない
第九十七条第二項第一号	遺族の順位若しくは遺族がないこと及び当該死亡した者の相続人であることを証するに足る	死亡した受給権者（法第四十一条第一項に規定する受給権者をいう。以下同じ。）と請求者との身分関係を明らかにすることができる
	、区長	、区長又は総合区長
第九十七条第二項第二号	当該給付の支払を受けるべきであつた者でその支払を受けなかつたものの死亡を証する市町村長による証明書、戸籍抄本若しくは戸籍謄本又は除籍抄本若しくは除籍謄本	死亡した受給権者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証する書類
［項を加える。］		

［略］	［略］	［略］
第百十四条第二項各号列記以外の部分	次に掲げる書類ならない	請求者の生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍抄本及び次に掲げる書類ならない。ただし、存続組合が次項の規定により当該これらの書類と同一の内容を含む本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるとき又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない
［略］	［略］	［略］
第百十四条第三項	［略］	［略］
	同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報（以下「本人確認情報」という。）	本人確認情報
	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］

［同上］	［同上］	［同上］
第百十四条第二項各号列記以外の部分	次に掲げる書類	請求者の生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍抄本及び次に掲げる書類
［同上］	［同上］	［同上］
第百十四条第三項	［同上］	［同上］
	同法第三十条の五第一項に規定する本人確認情報（	住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報（同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。
	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］